

# 都市農業振興基本法案の概要

## 目的（第1条）

基本理念等を定めることにより、  
都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進

- ①都市農業の安定的な継続
- ②都市農業の有する機能(\*)の適切・十分な発揮→良好な都市環境の形成

\*都市住民への地元産の新鮮な農産物の供給  
\*都市における防災、良好な景観の形成、国土・環境保全、都市住民が農作業に親しむとともに農業に関して学習することができる場及び交流の場の提供、都市住民の農業に対する理解の醸成等（農産物供給機能以外の多様な機能）

## 都市農業の定義（第2条）

市街地及びその周辺の地域において行われる農業

## 施策推進のための三つのエンジン（第3条～第10条）

| 基本理念<br>（第3条）  | 国・地方公共団体の責務等<br>（第4条～第8条）   | 都市農業振興基本計画等<br>（第9条・第10条）   |
|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>◆都市農業の有する機能の適切・十分な発揮とこれによる都市の農地の有効活用・適正保全</li><li>◆人口減少社会等を踏まえた良好な市街地形成における農との共存</li><li>◆都市住民をはじめとする国民の都市農業の有する機能等の理解</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>◆国・地方公共団体の施策の策定及び実施の責務</li><li>◆都市農業を営む者・農業団体の基本理念の実現に取り組む努力</li><li>◆国、地方公共団体、都市農業を営む者等の相互連携・協力</li><li>◆必要な法制上・財政上・税制上・金融上の措置</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>◆政府は、都市農業振興基本計画を策定し、公表</li><li>◆地方公共団体は、都市農業振興基本計画を基本として地方計画を策定し、公表</li></ul> |

## 基本的施策（第11条～第21条）

- ①都市農業の農産物を供給する機能の向上並びに都市農業の担い手の育成及び確保（生産に必要な施設の整備、技術・知識の普及指導、農村での営農との連携促進等）
- ②都市農業の防災、良好な景観の形成並びに国土及び環境保全等の機能の発揮
- ③農と共存する良好な市街地形成を図るための、的確な土地利用に関する計画の策定及びこれに基づく土地利用の規制その他の措置の実施のために必要な施策
- ④都市農業が安定的かつ確実に継続されるような、都市農業のための利用が継続される土地に関する税制上の措置
- ⑤都市農業により生産された農産物の地元における消費の促進（直売所の整備、事業者との連携の促進その他販売先の開拓の支援、学校給食での利用推進等）
- ⑥農作業を体験することができる環境の整備等（市民農園整備、教育・福祉目的での活用の推進等）
- ⑦学校教育における農作業の体験の機会の充実等
- ⑧国民の理解と関心の増進
- ⑨都市住民による農業に関する知識・技術の習得の促進等
- ⑩調査研究の推進
- ⑪連携協力による施策の推進（農林水産大臣と国土交通大臣との緊密な連携協力等）